

議案第10号

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成23年2月21日 提出

北本市長 石津賢治

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（昭和58年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表西学童保育室の項の次に次のように加える。

西第二学童保育室	北本市本町7丁目3番地
----------	-------------

別表東学童保育室の項の次に次のように加える。

東第二学童保育室	北本市中丸6丁目65番地
----------	--------------

別表北学童保育室の項の次に次のように加える。

北第二学童保育室	北本市深井4丁目45番地
----------	--------------

附 則

この条例は、平成23年3月18日から施行する。